

(仮称)新潟市自治基本条例案

目次

前文

第1章 総則(第1条 - 第5条)

第2章 各主体の責務等

第1節 市民(第6条・第7条)

第2節 市議会(第8条 - 第10条)

第3節 市長等(第11条・第12条)

第3章 市政運営

第1節 市政運営の基本原則(第13条・第14条)

第2節 参画と協働のしくみ(第15条 - 第20条)

第3節 信頼性・公正性・効率性確保のしくみ(第21条 - 第25条)

第4章 区における市民自治

第1節 区における行政運営(第26条)

第2節 地域協働の推進(第27条 - 第29条)

第5章 国及び他の地方公共団体等との協力(第30条)

附則

信濃，阿賀野の流れが日本海にそそぎ，ゆったりと広がる田園や里山，水辺に水鳥たちが舞い，夕日の美しいまち，新潟。恵まれた自然・環境に加え，高い拠点性と都市機能とを併せ持ち，世界に開かれた開港五港の一つ，新潟。これが，私たちの暮らしているまち。

私たちは，先人たちが編んだ歴史に，大きな誇りを感じています。この地では農民自らが開田を主導し，みなとでは町人自らがまちを運営してきました。自主と自治の精神から，多様な文化と風土が生まれ，個性的な地域の発展を成し遂げてきました。これが，私たちの築いてきたまち，新潟。

私たちはいま，本州日本海側で初の政令指定都市・新潟を船出させました。田園とみな

とまちが恵み合い，世界の人々と英知が集まる交流都市を目指して，私たちの航海はたゆまなく続きます。

私たちは，世界との交流を深め，互いの価値を認め合いながら，多様な文化と知恵を導き入れ，地域と世界にとって有為の人材を育てます。日本海の平和に貢献し，一人ひとりの人権が大切にされる，新潟。これが，私たちの目指しているまち。

私たちは，先人から受け継いだ自主・自立の精神風土を活かし，新潟の地から地域主権の流れを大きくして，国，県と相互協力の関係を築きます。その土台の上で，地域の歴史と文化をいかした，個性的な，真に自立度の高いまちづくりを進めます。これが，私たちの誇りとなるまち，新潟。

私たちは，地域のことは自らが考え，自らが行動するという，分権型の政令指定都市をつくります。そこでは，市民が主体的にまちづくりに参画し，共助と協働の環を広げて，安心して暮らせる社会，持続可能な市民自治のシステムを，自らの力で創り上げていきます。これが，私たちの創り出すまち，新潟。

かつてないまちを創るため，私たちは，培われてきた地域の絆を大切にし，市全体の一体感を保ちながら，地域の独自性やコミュニティの自立性を尊重した自治を推進し，それぞれの役割を果たします。

そのような考えの下，市民自治の最高規範として，ここに新潟市自治基本条例を制定します。私たちの愛するまち，新潟を，未来へとつなげていくために。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は，新潟市における自治の基本理念及び原則を示すとともに，市民の権利や責務，市議会（以下，「議会」という。）及び市長等の役割や責務を明らかにし，市政運営の諸原則を定めることにより，市民自治の確立を図ることを目的とします。

(用語の定義)

第2条 この条例において，次に掲げる用語の意義は，それぞれ以下のとおりです。

- (1) 市民 市内に住所を有する人，市内で働き，若しくは学ぶ人又は市内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。
- (2) 市長等 市長その他の執行機関及び公営企業管理者をいいます。
- (3) 参画 計画などの企画立案の段階から市政に主体的にかかわり，行動することをいいます。
- (4) 協働 市民と市が対等な関係で，相互の立場や特性を理解し，目的を共有し，連携・協力することをいいます。

(条例の位置づけ)

第3条 この条例は，新潟市の自治の基本を定めるものであり，市は，自治の運営に関し，他の条例等を制定し，改廃しようとする場合は，この条例との整合を図ります。

(基本理念)

第4条 市民及び市は，次に掲げる基本理念により市民自治の確立を目指します。

- (1) 個人の尊厳と自由が尊重され，公正で開かれた，市民主体の市政を推進すること。
- (2) 地域の特性や独自性を尊重した地域自治を推進すること。

(自治の基本原則)

第5条 市民及び市は，それぞれの果たすべき役割と責任を分担し，自らを律し，自主的・自立的に行動するとともに，次に掲げる原則により，自治運営を行います。

- (1) 市政に関する情報を共有すること。
- (2) 市民参画の下で市政の運営を行なうこと。
- (3) 協働して公共的課題の解決に当たること。

第2章 各主体の責務

第1節 市民

(市民の権利と責務)

第6条 市民は，市民自治の担い手として，市政に関する情報を知ることや，政策の形成，執行及び評価の過程に参画する権利があります。

2 市民は、自らの責任と役割に基づき、公共の福祉、次世代への影響に配慮した自主的な活動を行うとともに、その意思に基づき、参画を通して市民自治の確立に取り組みます。

3 市民は、参画及び協働に当たっては、総合的な視点で自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。

(事業者等の社会的責任)

第7条 事業者等(市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいう。)は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。

第2節 議会

(議会の役割及び責務)

第8条 議会は、本市の意思を決定する機関としての責任を自覚するとともに、執行機関を監視する機関として、その役割を果たし、市勢の進展及び市民自治の推進に努めます。

2 議会は、市民の意思を的確に把握し、政策の形成に反映させなければなりません。

3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、市民及び専門家等の知見を生かすよう努めなければなりません。

(市民に開かれた議会)

第9条 議会は、議会活動について市民に対する説明責任を果たすため、特段の事情のない限り、会議を公開し、及び議会の保有する情報の共有化を図るなど、開かれた議会運営を行わなければなりません。

(議員の役割及び責務)

第10条 議員は、第8条に定める議会の役割及び責務を果たすため、自らの役割を深く自覚し、政治倫理の確立に努めるとともに、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

2 議員は、多様な市民の意見・要望を集約し、総合的な視点で市政に反映させることを

行動の指針としなければなりません。

3 議員は、議会における審議及び政策立案活動の充実を図るため、調査研究活動等を通じ、不断の研鑽に努めなければなりません。

4 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めます。

第3節 市長等

(市長等の役割及び責務)

第11条 市長は、市民福祉の増進を図るため、この条例に基づいて市民自治を推進するとともに、公正かつ誠実に自治を運営しなければなりません。

2 市長等は、地域の資源を最大限に活用して、必要な財源の確保を図るとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる市政運営を行わなければなりません。

3 市長等は、自らの判断と責任においてその所掌する事務を誠実に執行するとともに、相互の連携を図り、一体として、行政機能を発揮します。

4 市長等は、公平かつ効率的で、質の高い行政サービスの提供を図り、市民満足度の向上に努めなければなりません。

(職員の責務)

第12条 職員は、公正かつ誠実に職務を遂行し、市民とともに市民自治を推進しなければなりません。

2 職員は、法令及び条例等(以下「法令等」という。)を遵守し、違法若しくは不当の事実がある場合には、これを放置し、又は隠すことなく適正に対応しなければなりません。

3 職員は、職務に関し、不断の研鑽に努めるとともに、施策、事務の実施に当たっては最大の効果を挙げるができるよう創意をもって職務の遂行に当たらなければなりません。

第3章 市政運営

第1節 市政運営の基本原則

(市政運営)

第 1 3 条 市長は、個性豊かで持続可能な地域社会を実現するため、地域資源を最大限活用し、市の将来像を示す計画を策定して、施策展開を図ります。

2 市長は、健全で持続可能な市政を実現し、もって、市民福祉の増進を図るため、次に掲げる事項を基本として、市政運営を行います。

(1) 市民が広く市政に参画できる機会の確保に努め、市民の意思を市政に反映させること。

(2) 市民の自主的な活動を尊重するとともに、施策、事業の実施に当たっては、市民との協働を図ること。

(3) 市民に信頼される市政運営を進めるため、公正性の確保及び透明性の向上を図ることにより、市民の権利利益の保護を図ること。

(4) 施策、事業の実施に当たっては、効率的かつ効果的に行うとともに、その立案、実施及び評価の各段階において、市民に分かり易く説明すること。

3 市長は、組織について、社会経済情勢の変化や多様化する地域課題に迅速かつ的確に対応するため、不断の見直しを行なうとともに、簡素で効率的なものとしします。

(財政運営)

第 1 4 条 市長は、効率的かつ重点的に行政運営を行い、経費節減に取り組むこと等により健全財政の確保に努めます。

2 市長は、行政サービスを受ける市民の負担の適正化及び社会資本整備等における世代間の負担の公平化が図られるよう、適切な財政政策を進めます。

3 市長は、予算、決算その他の財政に関する事項を公表し、市民に分かり易く説明します。

第 2 節 参画と協働のしくみ

(情報の公開等)

第 1 5 条 市は、次に掲げる事項に関し、新潟市情報公開条例（昭和 6 1 年条例第 4 3

号)で定めるところにより,市民の知る権利を保障するとともに,市民との情報共有の効果的な推進を図ります。

- (1) 市が保有する公文書の公開に関すること
- (2) 政策形成過程の情報の提供に関すること
- (3) 審議会等の附属機関及び市長等が設置したこれに準ずる機関(以下「附属機関等」という。)の会議の公開に関すること
- (4) 市の出資法人及び指定管理者に係る情報公開に関すること
(附属機関等の委員の公募)

第16条 市は,附属機関等の委員を可能な限り市民からの公募により選任します。

(市民意見の提出)

第17条 市は,政策形成過程における公正性の確保及び透明性の向上を図るとともに,市民の市政への参画を促進するため,市の重要な政策の立案等に当たっては,事前に内容その他必要な情報を市民に公表し,市民からの意見を求めます。

2 市は,市民から提出された意見を十分考慮して意思決定を行うとともに,その意見に対する市の考え方を取りまとめて公表します。

3 市民意見の提出は,別に定める手続きにより行います。

(住民投票条例の実施)

第18条 市長は,市政に関し特に重要な事案について,広く市民の意思を把握するため,事案ごとに条例で定めるところにより,住民投票を実施することができます。

2 前項に規定する条例は,それぞれの事案に応じ,投票に付すべき事項,投票の手続き,投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとします。

3 市長及び議会は,住民投票の結果を尊重します。

(住民投票の請求)

第19条 本市に住所を有する年齢20歳以上の者(永住外国人を含みます。)は,その総数の50分の1以上の者の連署をもって,その代表者から,市長に対して住民投票

の実施を請求することができます。

2 市長は、前項に規定する請求があった場合は、これに意見を付し、議会に付議します。

(協働の推進)

第20条 市は、市民との協働を推進するためのしくみを整備します。

2 市は、市民との協働を推進するため、必要な情報の収集・提供、交流の支援、相談、研修機会の提供を行う場と機会の確保に努めます。

3 市は、協働の推進に当たっては、市民の自発的な活動を支援するよう努めます。ただし、市の支援は、市民の自主性・自立性を損なうものであってはなりません。

第3節 信頼性・公正性・効率性確保のしくみ

(法令遵守及び倫理の保持)

第21条 市は、新潟市における法令遵守の推進等に関する条例(平成17年条例第73号)で定めるところにより、職員の職務にかかる法令等の遵守及び倫理の保持のための体制整備を図り、公正な職務の遂行を確保することで、市民の負託に応え、信頼される市政を確立し、市民の利益を保護します。

(適正な行政手続きの確保等)

第22条 市は、市民の権利利益の保護に資するため、新潟市行政手続条例(平成9年条例第2号)その他のしくみを整備することにより、処分、行政指導及び届出等の手続きの適正を図り、行政運営における公正の確保と透明性の向上を推進します。

(市民の権利利益の保護)

第23条 市は、市民の権利利益の保護を図るため、市政に関する市民からの相談、意見、要望、苦情等に対して迅速かつ誠実に対応します。

2 市は、新潟市個人情報保護条例(平成13年条例第4号)で定めるところにより、個人情報を適正に取り扱い、個人の権利利益を保護します。

3 市は、市政の運営について、公正かつ中立的な立場から監視等を行う第三者機関を設置し、不利益救済のしくみを整備します。

(行政評価等)

第 2 4 条 市長等は、市政運営を効率的かつ効果的に行うとともに、市政の透明性を高め、市民への説明責任を果たすため、市民の視点で行政評価を実施します。

2 市長等は、行政評価の結果を市民に公表するとともに、市の施策や事業等に反映するよう努めます。

3 市長は、外郭団体（市が設立した土地開発公社及び資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上を出資している法人を言います。）の円滑な運営及びこれに関連する市の事務事業の適正な執行を図るため、市の関与の妥当性、外郭団体の経営状況等を評価し、必要に応じて指導又は改善要請を行います。

(外部監査)

第 2 5 条 市は、適正で、効率的かつ効果的な行財政運営を確保するため、監査委員による監査のほか、新潟市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成 1 1 年条例第 1 号）で定めるところにより、外部監査を実施します。

第 4 章 区における市民自治

第 1 節 区における行政運営

第 2 6 条 市長は、地域における特色あるまちづくりを推進するため、市民参画の下で、区における総合的な計画を策定し、実施します。

2 区役所は、市民に身近な行政サービスを提供し、自立した地域社会を築くため、以下の役割を担います。

(1) 地域のまちづくりの拠点として、地域の課題を発見し、迅速、的確な解決を図ること。

(2) 市民協働の拠点として、自主的・自立的な地域活動や非営利活動を支援すること。

(3) 市民に必要な公共サービスを効果的、効率的かつ総合的に提供すること。

3 市長は、区役所がその分権型の政令指定都市における役割を發揮できるよう、組織や予算などの必要な体制を整備します。

第2節 地域協働の推進

(地域住民及び地域コミュニティの役割)

第27条 地域住民(一定の区域内に住所を有する人,その区域内で働き,若しくは学ぶ人又はその区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。)は,自らが地域自治の担い手であることを認識し,これを守り育てるよう努めます。

2 地域住民は,地域コミュニティ(地域における多様なつながりを基礎とした自主的な団体,組織及び集団をいいます。)が,地域の課題の解決及び住民相互の連携を図る活動を行う場合には,自らその活動に参加し,又は協力するよう努めます。

3 地域コミュニティは,自らの行動に責任を持ち,自主的・自立的な活動を行います。

(市の役割)

第28条 市は,地域コミュニティの公益的役割を認識し,その活動を尊重します。

2 市は,地域コミュニティが,市と協働して地域における新たな公共サービスを担う活動を行う場合には,公共性,公平性及び必要性を総合的に判断して,その活動に対して支援を行います。ただし,市の支援は,地域コミュニティの自主性・自立性を損なうものであってはなりません。

(区自治協議会の役割)

第29条 区自治協議会は,新潟市区自治協議会条例(平成18年条例第74号)で定めるところにより,地域課題に取り組む地域住民と市との協働の要としての機能を担います。

第5章 国及び他の地方公共団体等との協力

第30条 市は,対等な立場で国及び県と相互に協力し,市民自治の確立に努めます。

2 市は,他の地方公共団体と共通する課題に対しては,積極的に連携・協力し,その解決に努めます。

3 市は,国際社会に果たす役割を認識し,広く国際社会との交流及び連携に努めます。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行します。
- 2 市長は、この条例の実効性を高めるため、この条例の施行後5年以内に検討委員会を設置し、必要な見直しを行うものとします。